

【別紙様式 1】

再評価対象事業一覧表（県事業）

| 番号 | 事業名 | 路線又は 箇所名等 | 再評価 の理由 | 対応 方針案 | 事業化 年度 | 用地着手 年度 | 工事着手 年度 | 長期化又は未着工の理由 | 今後の対応 | 事業主体 | 事業所管課 |
|----|----------------------|--------------|------------|-----------|-----------|------------|------------|--|--|------|-------|
| 1 | 江戸川左岸 流域下水道 事業 | 江戸川左岸 処理区 | | 継続 | S 4 7 | S 4 7 | S 4 9 | 関連 8 市にわたる広域的、 大規模な事業であり、整備 には長期間を要する。 | 事業を継続し、良好な生活 環境の確保と公共用水域 の水質保全を図る。 | 千葉県 | 下水道課 |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |

事業所管課 再評価の理由：

- 事業採択後、5年間を経過した時点で未着工の事業
- 事業採択後、10年間を経過した時点で継続中の事業
- 事業採択前の準備・計画段階で5年間が経過している事業
- 事業採択時における予定事業実施期間が5年以内の事業であって、事業採択後5年間を経過した時点で継続中の事業
- 事業採択時における予定事業実施期間が5年超で、かつ事業採択後5年間を経過した時点で継続中の事業であって予備的な検討を行った結果、再評価が必要とされた事業
- 再評価実施後一定期間（5年・10年）が経過している事業（再再評価事業）